

公的個人認証サービス全国実用試験関連機器仕様書

平成15年8月
山梨県市町村総合事務組合

公的個人認証サービス全国実用試験関連機器調達仕様書（案）

1．機器等の仕様

市町村受付端末

【ハードウェア】

■メモリ

- ・256MB以上の容量を搭載していること

■ハードディスク

- ・5GB以上の容量を搭載していること

■CPU

- ・インテル Pentium III プロセッサ500MHzまたは同等以上の性能を有するCPUを1基以上備えていること

■ディスプレイ

- ・表示解像度1024×768ドットに対応していること

■ネットワークインターフェース

- ・10Base-T/100Base-TX自動切換に対応したものを1ポート以上備えていること

■ICカードリーダーライタ用インターフェース

- ・利用者用ICカードリーダーライタを接続するためのインターフェースを備えていること

■プリンタ用インターフェース

- ・市町村受付端末用プリンタをローカル接続するためのインターフェースを備えていること

■CD-ROMドライブ

- ・最大12倍速以上に対応したものを1基以上備えていること

■FDドライブ

- ・3.5インチ(1.44MB)に対応したものを1基以上備えていること

■入力装置

- ・109A配列準拠キーボードを備えること
- ・2ボタンマウスを備えること

■電源

- ・AC100V(50/60Hz)に対応していること

【ソフトウェア】

■市町村受付端末用アプリケーション

- ・公的個人認証サービス都道府県協議会より提供される、市町村受付端末用アプリケーションが予めインストールされていること

■ICカードリーダーライタドライバ

- ・「市町村受付端末用ICカードリーダーライタ」(参照)に対応したドライバソフトウェアが予めインストールされていること

■ プリンタドライバ

- ・「市町村受付端末用プリンタ」(参照)に対応したドライバソフトウェアが予めインストールされていること

■ オペレーティングシステム

- ・ Microsoft Windows 2000 Professional (Service Pack 3 適用済み版)があらかじめインストールされていること

■ ブラウザ

- ・ Microsoft Internet Explorer 5.5 Service Pack 2 以上が予めインストールされていること

市町村受付端末用ICカードリーダライタ

■ 適合カード

- ・『財団法人 地方自治情報センター公的個人認証サービスカードアプリケーション外部インターフェース仕様書< 1 . 0 版 >平成15年2月17日』の1 . 1 . 4 . 1 カード」に規定するカードが動作すること
- ・財団法人地方自治情報センター「公的個人認証サービス対応カードAPの開発・実証」における動作確認を終了したICカードで動作すること
詳細については、財団法人地方自治情報センターに確認可能

■ 形状

- ・卓上据え置き型とすること

■ カードの挿入 / 排出

- ・自動挿入 / 自動排出の機能を備えること

■ インターフェース

- ・市町村受付端末と接続するためのインターフェースを備えること。また、接続に必要なケーブルを添付すること

■ 電源

- ・AC100V(50/60Hz)に対応していること

■ ドライバソフトウェア

- ・市町村受付端末のオペレーティングシステムに対応したドライバソフトウェアが提供されること

■ その他

- ・住民基本台帳用ICカードリーダライタの動作確認を終了していること
- ・『財団法人 ニューメディア開発協会 IT装備都市研究事業リーダライタ共通インターフェース仕様書第1 . 1 版』に従ってアプリケーションからリーダライタを制御し、適合カードの操作が行えること

http://www.itcity.jp/itsoubi/pdf/dev_spec_rwif_1.1.pdf

また、制御のために必要なドライバソフトウェアが提供されること

市町村受付端末用プリンタ

■種別

- ・モノクロレーザプリンタであること

■用紙サイズ

- ・A4サイズに対応していること

■プリント解像度

- ・600dpi×600dpi以上をサポートすること

■インターフェース

- ・市町村受付端末とローカル接続するためのインターフェースを備えること
また、接続に必要なケーブルを添付すること

■給紙量

- ・50枚以上に対応していること

■電源

- ・AC100V(50/60Hz)に対応していること

■ドライバソフトウェア

- ・市町村受付端末のオペレーティングシステムに対応したドライバソフトウェアが提供されること

鍵ペア生成装置

財団法人ソフトピアジャパンの動作確認完了を受け、公的個人認証サービス都道府県協議会が推奨する機器の仕様による

【推奨機器】

株式会社日立製作所製鍵ペア生成装置

富士通株式会社製鍵ペア生成装置

2. 付帯作業等

機器等の導入に付帯する作業の範囲は、別紙（公的個人認証サービス4点セット付帯作業区分）に記載する業者側の作業とする

付帯作業に要する経費は、機器の販売価格に含むものとする

3. 機器等の保守

機器等の保守については、次のとおりとする

無償保守期間

無償保守期間は機器の納入後から平成16年3月31日までとし、保守条件は3. のとおり

とする

保守の条件については下記のとおりとし、障害発生時の作業費、交通費及び部品代を含むものとする。(注)

(1)保守方法及び対応時間等

原則として、開庁日の午前 8 時から午後 8 時までのオンサイト保守とする。定期点検は含まないものとする

(2)障害の連絡を受けてからの現場到着時間

修理が必要な故障が発生し市町村から連絡を受けた場合、原則として 2 時間以内に技術者が現地へ到着するものとする。

(注) 下記の事由によって生じた故障については保守範囲外とし、別途費用とする。

- ・ 職員あるいは住民の故意または過失によって生じた損傷の修理
- ・ 職員あるいは住民が設備仕様、取扱説明書及び注意銘版等に記載されている取扱仕様に基づかず使用したことによって生じた損傷の修理
- ・ 装置を改造し、又は装置に他の機器を接続したために生じた損傷の修理
- ・ 規格に適合しない消耗品を使用することによって生じた損傷の修理
- ・ 天変地変等、いずれの責めにも帰することの出来ない原因によって生じた損傷の修理